

## 犬山市議会第83号議案

犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和7年11月28日提出

犬山市長 原 欣伸

(説明)

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する  
基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、条例の一部  
を改正するため必要があるからである。

## 犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

|  |                             |
|--|-----------------------------|
| 児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断 | 利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断         |
| 乳幼児に対する健康診査                              | 利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断 |

第23条第2項中「保育士」を「保育士（愛知県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合には、保育士又は愛知県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）」に改める。

第29条第1項、第31条第1項、第44条第1項及び第47条第1項中「保育士」を「保育士（愛知県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は愛知県の区域に係る地域限定保育士。次項において

同じ。)」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正のための新旧対照表

| 新（改正後）   | 旧（改正前）                                   |                     |             |                             |  |
|--|--|---------------------|-------------|-----------------------------|--|
| <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td><td style="width: 50%;">利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr> <tr> <td>乳幼児に対する健康診査</td><td>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table> <p>3及び4 略<br/>(職員)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（愛知県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合には、保育士又は愛知県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）とする。</p> <p>3 略<br/>(職員)</p> <p>第29条 小規模保育事業所A型には、保育士（愛知県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は愛知県の区域に係る地域限定保育士。次項におい</p> | 児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断 | 利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断 | 乳幼児に対する健康診査 | 利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断 | <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等において乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <p>3及び4 略<br/>(職員)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士とする。</p> <p>3 略<br/>(職員)</p> <p>第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又</p> |
| 児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断   | 利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断                      |                     |             |                             |  |
| 乳幼児に対する健康診査  | 利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断              |                     |             |                             |  |

| 新（改正後）  | 旧（改正前）  |
|---|---|
| <p>て同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</p>  | <p>は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</p>   |
| <p>2及び3 略<br/>(職員)</p>  | <p>2及び3 略<br/>(職員)</p>  |
| <p>第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、<u>保育士（愛知県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は愛知県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）</u>その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> | <p>第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、<u>保育士</u>その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。</p>  |
| <p>2及び3 略<br/>(職員)</p>  | <p>2及び3 略<br/>(職員)</p>  |
| <p>第44条 保育所型事業所内保育事業所には、<u>保育士（愛知県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は愛知県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p>   | <p>第44条 保育所型事業所内保育事業所には、<u>保育士、嘱託医及び調理員</u>を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p>  |
| <p>2及び3 略<br/>(職員)</p>  | <p>2及び3 略<br/>(職員)</p>  |
| <p>第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、<u>保育士（愛知県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は愛知県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）</u>その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全</p>             | <p>第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、<u>保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）</u>を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業</p> |

| 新（改正後）   | 旧（改正前）  |
|--|---|
| <p>部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2及び3 略</p> | <p>所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2及び3 略</p> |